

香川県報



第 9 号

平成 18 年

2月3日(金曜日)

目次

告 示

（印は、県法規集掲載事項）

ページ

○土地収用法の規定による事業の認定	(土木監理課)	一
○道路の区域変更	(道路保全課)	二
○道路の区域変更及び供用開始	(" ")	三
●平成十二年香川県告示第三百四十九号（香川県屋外広告物条例の規定による 区間及び地域の指定等）の一部改正	(都市計画課)	四
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(" ")	五
○道路の位置指定	(建築課)	六
公 告		
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請	(県民参画課)	七
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請	(" ")	八
○大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出	(経営支援課)	九
●農業振興地域の指定	(農政課)	一〇
●昭和四十五年香川県公告第三十四号（農業振興地域の指定）等の一部変更	(" ")	一一
○土地改良事業の同意	(土地改良課)	一二
○都市計画変更の案の縦覧	(都市計画課)	一三

選挙管理委員会告示

- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出
- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出
- 政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出
- 政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出

収用委員会公告

○土地収用法の規定による収用の採決手続の開始の決定

告 示

●香川県告示第七十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 起業者の名称
東かがわ市
- 二 事業の種類
白鳥地区農業集落排水事業による污水处理施設建設工事
- 三 起業地
1 収用の部分
香川県東かがわ市白鳥字中戸地内
2 使用の部分
なし
- 四 事業の認定をした理由
平成十七年十二月二十日に東かがわ市より申請のあった白鳥地区農業集落排水事業による污水处理施設建設工事（以下「本件事業」という。）に関する事業の認定の理由は、以下のとおりである。
 - 1 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について
本件事業は、土地収用法第三条第三十一号に掲げる「地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。
このため、本件事業は、土地収用法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。
 - 2 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について
本件事業は、平成十六年度に農林水産省の農業集落排水資源循環統合補助事業の採択を受けており、また、起業者である東かがわ市は、既に用地取得に要する経費の財

源措置を講じていることから、本件事業が実施されることは確実と認められる。

このため、本件事業は、土地収用法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について
 ① 近年、農村地域では、生活様式の高制度化、農業生産様式の変貌等、農業及び農村を取り巻く状況の変化により、農業用排水の汚濁が進行し、農作物の育成障害、土地改良施設の維持管理費の増大、悪臭の発生等、農業生産環境及び農村生活環境の両面に大きな問題が生じている。

東かがわ市では、このような状況に対処するため、旧白鳥町が平成三年二月に策定した白鳥町下水道整備計画（平成十四年二月に見直し）に基づき、白鳥町の農村部四地区において農業集落排水事業による汚水処理施設を建設することとしている。本件事業は、この整備計画の一環として、白鳥地区において、処理対象人口を千二百人とし、一日当たり三百二十四m³の処理能力を持つ汚水処理施設を建設しようとするものである。

本件事業の施行により、当該地区の農業用排水の水質保全、土地改良施設の機能維持、農村生活環境の改善が図れることから、本件事業の施行による得られる利益は相当程度高いものと認められる。

② 起業地の北西側に民家が存するが、臭気対策のための植樹帯を設置することとしている。また、起業地内に移転を要する物件も存在しない。このことから、事業の施行による周辺の土地利用や自然環境への影響は軽微であると認められる。

③ 本件事業の起業地の選定に当たっては、社会的、技術的、経済的見地から三案の候補地の比較検討を行い、最も適切な案を採用していると認められる。

④ ①から③に述べたことから、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について
 本件事業は、白鳥地区における農業用排水の汚濁の進行による農業生産環境及び農村生活環境の悪化に対処するため計画されたものであり、早急に施行する必要性が認められる。

このため、本件事業は、土地を収用する公益上の必要が認められ、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までにおいて述べたように、本件事業は土地収用法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

五 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
 東かがわ市事業部上下水道課

●香川県告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年二月三日から同月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 北風戸積浦線（二百五十六号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香川郡直島町字宮ノ浦三二四九番六地先から 香川郡直島町字地藏山三七七番六地先まで	前	四・〇	三三四	地方特定道路整備事業によるバイパス建設
香川郡直島町字宮ノ浦三二四九番六地先から 香川郡直島町字追出二〇七二番一〇地先まで	後	二二・〇	八五	

香川郡直島町字追出二〇七二番一 〇地先から	後	四・〇 五・八	一五八	旧道部分
香川郡直島町字地藏山三七七一番 七地先まで	後	一〇・〇 一三・二	一四二	
香川郡直島町字地藏山三七七一番 七地先から	後	一二・四 三七・〇	九七	
香川郡直島町字地藏山三七七番六 地先まで	後			

●香川県告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年二月三日から同月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（主要地方道）

二 路 線 名 中徳三谷高松線（四十三号）

三 道路の区域

区 間	変 更	敷地の幅員	延 長	備 考
高松市西植田町字上佛坂五九二七 番九地先から	前後別	(メートル)	(メートル)	災害復旧工 事に基づく 区域変更
前	後	五・〇 九・〇	三七五	

高松市西植田町字上佛坂五九三四 番一地先まで	後	五・五 一七・〇	三七五	
---------------------------	---	-------------	-----	--

●香川県告示第八十一号

平成十二年香川県告示第三百四十九号（香川県屋外広告物条例の規定による区間及び地域の指定等）の一部を次のように改正し、平成十八年二月三日から施行する。

平成十八年二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

四 供用開始の期日 平成十八年二月三日

30の2 県道林田 府中線	坂出市林田町字東下所 内坂出市道林田松山線 との交点から同市林田 町字東下所内県道高松 王越坂出線との交点に 至る区間			
------------------	--	--	--	--

一(一)の表44の項の次に次のように加える。

44の2 坂出市道 林田松山線	坂出市林田町字東下所 内県道林田府中線との 交点から同市高屋町字 塩口内県道高松王越坂 出線との交点に至る区 間			
--------------------	---	--	--	--

●香川県告示第八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十五年香川県告示第九十一号に係る都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 施行者の名称
高松市

二 都市計画事業の種類及び名称

高松広域都市計画道路事業 三・六・一三七 公園東門線

三 事業施行期間

平成十八年三月二十六日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 香川県高松市楠上町二丁目、桜町二丁目及び今里町一丁目地内

●香川県告示第八十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。
平成十八年二月三日

一 指定番号 西土指道 第七号

二 指定年月日 平成十八年一月二十四日

三 指定道路の位置 三豊市仁尾町仁尾字江尻丁一三二一

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル

延長 三〇・三九メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第六十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年三月十九日まで縦覧に供する。

平成十八年二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第六十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年三月十九日まで縦覧に供する。

平成十八年二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

公 告

一 申請のあった年月日
平成十八年一月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人さぬき風致美考会

辻村 久敏

丸亀市川西町北二二三一番地一

三 定款に記載された目的

この法人は、香川県丸亀市を中心としたいわゆる「讃岐地方」（以下「讃岐地方」という）における地域住民に対して、造園学の見地から、山林・森林等の天然資源の持続可能な保護及び利用を推進し、天然観光資源の有効適切な活用及び地域住民参加型の里山体験学習等による次世代環境教育の推進等に関する継続的な事業を行い、次世代に継ぐべき「讃岐地方」の文化、技術、風致の伝承を促進し、もって、地域コミュニティとしての「讃岐地方」更には香川県、四国の永続的な発展を図ることを目的とする。

●香川県告示第六十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年三月十八日まで縦覧に供する。

平成十八年二月三日

申請のあった年月日

平成十八年一月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人あんず

白澤 修

さぬき市長尾東一二七一番地

三 定款に記載された目的

この法人は、支援を必要とする障害者や高齢者とその家族に対して、住み慣れた地域

香川県知事 真 鍋 武 紀

で安心して、生活できるようになるための地域生活支援や相談に関する事業を行い、支援を必要とする者とその家族への生活の自己選択の幅を広げられるような地域福祉に寄与することを目的とする。

●香川県公告第六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社イズミ 広島県広島市南区京橋町二番二二号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン高松 高松市上天神町高田三二四番一ほか

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 五二、九六二平方メートル

変更後 五四、五九〇平方メートル

(二) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前 位 置 別図のとおり

収容台数 二、九八九台

変更後 位 置 別図のとおり

収容台数 三、一五四台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前 位 置 別図のとおり

収容台数 六三〇台

変更後 位 置 別図のとおり

収容台数 六八五台

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前 位置 別図のとおり

容量 五二五・九六立方メートル

変更後 位置 別図のとおり

容量 六一六・七九立方メートル

(三) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 数 二六箇所

位置 別図のとおり

変更後 数 二五箇所

位置 別図のとおり

なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

4 変更年月日

3の(一)、(二)の事項 平成十八年九月二十一日

3の(三)の事項 平成十八年一月三十日

5 変更する理由

店舗の増床のため

二 届出年月日

平成十八年一月二十日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年二月三日（金曜日）から同年六月五日（月曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十八年六月五日（月曜日）まで）に次の提出

先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第六十六号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により、農業振興地域を次のとおり指定し、同条第五項の規定により公告する。

平成十八年二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 地域の名称

三豊農業振興地域（三豊市）

二 指定区域

三豊市の区域のうち、次に掲げる区域を除いた区域

- 1 詫間臨港地区、詫間港湾隣接地域及び仁尾港湾隣接地域
- 2 荘内半島、粟島及び丸山島の区域のうち、自然公園法（昭和三十二年法律第六十号）により定められた国立公園第二種特別地域の区域
- 3 三豊市山本町のうち、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）に基づき定められた地域森林計画の林班番号十六の一部、十七、十八及び十九の一部の区域を除いた区域
- 4 三豊市仁尾町仁尾字江尻及び字浜の全域、仁尾字北の一部、字古江の一部、字南草木の一部及び字北草木の一部の区域並びに大葛島及び小葛島の区域を除いた区域
- 5 三豊市財田町財田上字荒戸七四六三の七を起点とし、同所から字太鼓木七四六五の

九、字溪道七六六九の二、字道手五二二四の二六五及び字道手五二二三の一四九を経て字道手五二二三の四五（通称「六地藏越」）に至り、同所から起点に至る徳島県と香川県仲南町との境界で囲まれた区域
その関係図面は、香川県農政水産部農政課に備え置いて縦覧に供する。

●香川県公告第六十七号

昭和四十五年香川県公告第三十四号（農業振興地域の指定）等の一部を次のように変更し、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第二項において準用する同法第六条第五項の規定により公告する。

平成十八年二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

第一 昭和四十五年香川県公告第三十四号（農業振興地域の指定）の一部を次のように変更する。

二を削る。

第二 昭和四十五年香川県公告第百五十三号（農業振興地域の指定）の一部を次のように変更する。

四、五及び六を削る。

第三 昭和四十六年香川県公告第二百十四号（農業振興地域の指定）の一部を次のように変更する。

六を削る。

第四 昭和四十七年香川県公告第二百三十四号（農業振興地域の指定）の一部を次のように変更する。

三及び四を削る。

●香川県公告第六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる市が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年一月六日同意した。

平成十八年二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市名	土地改良事業名
三豊市	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）七尾地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道新設事業）国繁地区

●香川県公告第六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により中讃広域都市計画道路を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成十八年二月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 都市計画を変更する土地の区域
 - 三・四・三〇六 宇多津中央線
 - 三・四・三〇七 富熊宇多津線
- 二 都市計画の案の縦覧場所
 - 香川県土木部都市計画課及び宇多津町建設課
- 三 縦覧期間
 - 平成十八年二月三日から同月十七日まで

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十八年二月三日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
明日の三豊を考える会	安藤 敬二	渡辺 省三	三豊市詫間町詫間二一〇三一一
三野康祐後援会	山端 政雄	石丸 玉雄	高松市中野町三四一六
森田かずのり君を推す会	森田 正清	芳地 澄夫	三豊市三野町吉津甲一〇七九一

●香川県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年二月三日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 政治団体の名称	異動事項	新	旧
門たきお後援会	会計責任者の氏名	門 孝治	門 孝幸

●香川県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年二月三日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 政党の支部	政治団体の名称
	自由民主党香川県西部商工開発支部
二 その他の政治団体	政治団体の名称
	川原茂行後援会

八栄会
森田一後援会

●香川県選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年二月三日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容	
栗田 隆義	長 まんのう町	花梨会	公職の種類	新	旧
			類	長 まんのう町	香川県議会議員

収用委員会公告

●香川県収用委員会公告第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成十八年二月三日

香川 県 収 用 委 員 会

- 一 起業者の名称
香川県
- 二 事業の種類
高松広域都市計画道路事業三・六・一三七号公園東門線
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
別表のとおり

四 土地所有者の住所及び氏名

当該土地の登記名義人である亡秦健雄の法定相続人となる次の者

香川県高松市栗林町三丁目五番六号 秦綾子（持分三分の一）

東京都港区南青山六丁目一〇番三―四〇一号 秦徹郎（持分二十一分の二）

神奈川県藤沢市鵜沼松が岡四丁目一三番五号 秦逸郎（持分二十一分の二）

鹿児島県鹿児島市鴨池新町三五番七―三二号 秦直郎（持分二十一分の二）

香川県高松市今里町一丁目二五番地一六 日野弓槻（持分二十一分の二）

兵庫県姫路市増位本町二丁目四番一〇号 小林摩耶（持分二十一分の二）

東京都新宿区本塩町一五番地 田中ビル二階 秦維郎（持分二十一分の二）

香川県高松市松縄町四〇番地九 秦瞿代（持分二十一分の二）

五 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成十八年一月二十四日

（「添付実測平面図」は、省略し、その図面は香川県土木部土木監理課用地対策室において縦覧に供する。）

別表

所在 香川県高松市栗林町3丁目地内

地番	地目		地積		収用しようとする土地の面積	備考
	登記簿	現況	登記簿	実測		
831番2	宅地	宅地	m ² 567.70	m ² 602.64	m ² 165.31	(収用しようとする土地の区域) 添付実測平面図の C,D,E,F,G,H,I,L,M,N,O,Cの各点を順次直線で結ぶ赤色の区域
831番4	〃	私道	39.66	39.67	10.91	(収用しようとする土地の区域) 添付実測平面図の I,J,K,L,Iの各点を順次直線で結ぶ赤色の区域
832番	〃	宅地	62.41	62.41	20.92	(収用しようとする土地の区域) 添付実測平面図の A,B,C,O,Aの各点を順次直線で結ぶ赤色の区域

平成十八年二月三日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています